

令和2年第3回(5月)臨時会

議案参考資料

○専決処分の承認を求ることについて

報告第1号 宮津市市税条例等の一部を改正する条例	1P
報告第2号 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	27P
報告第3号 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	31P
報告第4号 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	37P
報告第6号 宮津市市税条例の一部を改正する条例	44P
報告第7号 宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	50P
報告第8号 宮津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	54P
報告第9号 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	56P

議案参考資料
令和2年5月臨時会

報告第1号	宮津市市税条例等の一部を改正する条例【専決】	区分	条例の改正
-------	------------------------	----	-------

【報告の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
<p>◆専決の趣旨・目的 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が、令和2年3月31日に公布されたことから、本条例の一部改正を専決処分により行ったもの。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 令和元年12月20日 令和2年度税制改正の大綱 閣議決定 令和2年3月31日公布 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号） 	
<p>◆専決内容の概要 1 市たばこ税 課税免除の適用に当たって必要な手続きを簡素化 <改正前> 製造たばこの輸出又は輸出業者に対する売渡し等について、課税免除を受けるためには、市たばこ税申告書に課税免除事由に該当することを証する書類の添付が必要 <改正後> 課税免除事由に該当することを証する書類の保存を前提に、申告書への当該書類の添付は不要</p>		【市民参加の状況】	
<p>2 その他条文整理 引用条項ずれに伴う改正及び元号改正等</p>		【政策等の効果及び費用】	
<p>◆施行日 令和2年4月1日</p>		【他の自治体の類似する政策との比較】	
【みやづビジョンとの整合】		担当課・係	添付資料
基本施策	—	重点戦略	—
※みやづビジョン以外の計画があれば記載		税務・国保課 税務係 (45-1612)	①地方税法等の一部改正に伴う「宮津市市税条例等の一部改正」の概要 ②新旧対照表

地方税法等の一部改正に伴う「宮津市市税条例等の一部改正」の概要

1 市たばこ税

●課税免除の適用に当たって必要な手続きを簡素化【第96条第2項、第3項】

<改正前>

製造たばこの輸出又は輸出業者に対する売渡し等について、課税免除を受けるためには、市たばこ税申告書に課税免除事由に該当することを証する書類の添付が必要

<改正後>

課税免除事由に該当することを証する書類の保存を前提に、申告書への当該書類の添付け不要

2 その他条文整理

引用条項ずれに伴う改正及び元号改正等

税目	改正条項	改正内容
個人市民税	第51条第2項 第3条 第4条の3の2第1項 附則第23条第1項	租税特別措置法の改正に伴う項ずれ 元号改正
固定資産税	第57条第2項、第5項、第6項、第7項 第61条第9項、第10項 第61条の2 附則第7条 附則第8条 附則第9条	文言整理 地方税法改正に伴う項ずれ
特別土地保有税	附則第11条第1項、第2項 附則第11条の2	元号改正
軽自動車税	附則第12条第2項、第3項 第4項	元号改正
市たばこ税	第98条第1項 第131条第2項 附則第16条の2第1項、第2項 第3項、第4項 附則第16条の2第5項 附則第17条 附則第17条の2	元号改正 地方税法改正に伴う項ずれ 元号改正 地方税法改正に伴う項ずれ 元号改正
市民税、固定 軽自	平成31年度条例第16号第3条 附則第1条～第6条	
市たばこ税	平成27年条例第38号 附則第6条第14項表中	元号改正
個人市民税	平成29年条例第1号第5条 附則平成29年条例第23号第1条 附則第1条～第3条	

宮津市市税条例等の一部を改正する条例

新旧対照表（第1条部分）

現 行	改正後
	宮津市市税条例等の一部を改正する条例 (宮津市市税条例の一部改正)
(法人の市民税の申告納付)	第1条 宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。 (法人の市民税の申告納付)
第51条 (略)	第51条 (略)
2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
3～17 (略)	3～17 (略)
(固定資産税の納稅義務者等)	(固定資産税の納稅義務者等)
第57条 (略)	第57条 (略)
2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は <u>登録されている</u> 者をいう。この場合において、所有者として登記又は <u>登録されている</u> 個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は <u>登録されている</u> 法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有して	2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は <u>登録がされている</u> 者をいう。この場合において、所有者として登記又は <u>登録がされている</u> 個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は <u>登録がされている</u> 法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有して

いる者をいう。

3・4 (略)

5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあっては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用しているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあっては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干

いる者をいう。

3・4 (略)

5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には_____、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあっては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用しているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあっては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干

拓によって造成する埋立地等にあっては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

7 (略)

(固定資産税の課税標準)

第61条 (略)

2~8 (略)

9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

拓により造成する埋立地等にあっては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

7 (略)

(固定資産税の課税標準)

第61条 (略)

2~8 (略)

9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 前項の 規定は、

卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間ににおける売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

(略)

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間ににおける売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

(略)

(都市計画税の納稅義務者等)

第131条 (略)

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3・4 (略)

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第4条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第35条の3及び第35条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(読替規定)

第6条の2 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分

(都市計画税の納稅義務者等)

第131条 (略)

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3・4 (略)

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第4条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第35条の3及び第35条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(読替規定)

第6条の2 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分

の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 (略)

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税

の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 (略)

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税

について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る

について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る

平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかるわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月

平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかるわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月

1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第11条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間（附則第11条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソ

1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第11条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第11条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソ

リソル自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第16条の2 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

リソル自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第16条の2 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

て法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第17条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

（略）

（土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）

第17条の2（略）

（個人の市民税の税率の特例等）

第22条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第32条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

て法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第17条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

（略）

（土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）

第17条の2（略）

（個人の市民税の税率の特例等）

第22条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第32条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

宮津市市税条例等の一部を改正する条例

新旧対照表（第2条部分）

現 行	改正後
	(宮津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
第1条～第2条 (略)	第2条 宮津市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第16号）の一部を次のように改正する。
第3条 宮津市市税条例の一部を次のように改正する。	第1条～第2条 (略)
附則第12条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が <u>平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分</u> の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が <u>平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分</u> の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	附則第12条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分</u> の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が <u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分</u> の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
附則第12条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。	附則第12条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。
第4条～第5条 (略)	第4条～第5条 (略)
附 則	附 則
(施行期日)	(施行期日)
第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中宮津市市税条例第35条の6の改正規定並びに同条例附則第4条の4及び第6条の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日

(2) 第2条及び附則第5条の規定 平成31年10月1日

(3) 第3条及び附則第6条の規定 平成33年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の宮津市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の6並びに附則第4条の4及び第6条第5項の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第35条の6第1項及び附則第6条第5項の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第35条の6第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
附則第6条第5項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
	送付	送付又は宮津市市税条例の一部を改正する条例(平成31年条例第16号)附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によ

(1) 第1条中宮津市市税条例第35条の6の改正規定並びに同条例附則第4条の4及び第6条の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 令和元年6月1日

(2) 第2条及び附則第5条の規定 令和元年10月1日

(3) 第3条及び附則第6条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の宮津市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の6並びに附則第4条の4及び第6条第5項の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第35条の6第1項及び附則第6条第5項の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第35条の6第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)
附則第6条第5項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)
	送付	送付又は宮津市市税条例の一部を改正する条例(平成31年条例第16号)附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によ

ることとされる同条例第1条の規定による改正前の宮津市市税条例附則第6条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 (略)

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例(以下「31年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第7条～第8条 (略)

ることとされる同条例第1条の規定による改正前の宮津市市税条例附則第6条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 (略)

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第7条～第8条 (略)

宮津市市税条例等の一部を改正する条例

新旧対照表（附則部分）

現 行	改正後
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条</u> この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>(市民税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条</u> 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p><u>2 新条例第51条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人に市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(固定資産税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条</u> 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p><u>(都市計画税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第4条</u> 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p> <p><u>(宮津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)</u></p>

附 則

第1条～第5条 (略)

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第12条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2～13 (略)

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項 から	第13項 、第5項及び
第7項の表第18条の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第18条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第18条第3号	附則第6条第6項	附則第6条第14項において

第5条 宮津市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第38号)の一部を次のように改正する。

附 則

第1条～第5条 (略)

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第12条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2～13 (略)

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	令和元年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項 から	第13項 、第5項及び
第7項の表第18条の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第18条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第18条第3号	附則第6条第6項	附則第6条第14項において

の項		準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条第 4 項附則第 20 条第 4 項の項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項	
第 7 項の表第 98 条第 5 項附則第 6 条第 6 項の項	附則第 6 条第 14 項において準用する同条第 6 項	
第 7 項の表第 100 条の 2 の項附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 14 項において準用する同条第 5 項	
第 7 項の表第 101 条第 2 項附則第 6 条第 6 項の項	附則第 6 条第 14 項において準用する同条第 6 項	
第 8 項	第 4 項	第 13 項

第 7 条～第 8 条 (略)

第 1 条～第 4 条 (略)

(宮津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 宮津市市税条例等の一部を改正する条例(平成 28 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 2 号中「平成 29 年 4 月 1 日」を「平成 31 年 10 月 1 日」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中第 131 条第 1 項及び附則第 4 条の 3 の 2 の改正規定並びに第 5 条の規定 公布の日

の項		準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条第 4 項附則第 20 条第 4 項の項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項	
第 7 項の表第 98 条第 5 項附則第 6 条第 6 項の項	附則第 6 条第 14 項において準用する同条第 6 項	
第 7 項の表第 100 条の 2 の項附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 14 項において準用する同条第 5 項	
第 7 項の表第 101 条第 2 項附則第 6 条第 6 項の項	附則第 6 条第 14 項において準用する同条第 6 項	
第 8 項	第 4 項	第 13 項

第 7 条～第 8 条 (略)

(宮津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 宮津市市税等の一部を改正する条例(平成 29 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条～第 4 条 (略)

(宮津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 宮津市市税条例等の一部を改正する条例(平成 28 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 2 号中「平成 29 年 4 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中第 131 条第 1 項及び附則第 4 条の 3 の 2 の改正規定並びに第 5 条の規定 公布の日

(2) 第1条中附則第12条の改正規定及び次条の規定 平成29年4月1日

第2条 (略)

第3条 第2条の規定による改正後の宮津市市税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 第2条の規定による改正後の宮津市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第25条第2項の改正規定及び附則第2条の4の改正規定並びに次条第2項の規定 平成31年1月1日

(2) 第2条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(2) 第1条中附則第12条の改正規定及び次条の規定 平成29年4月1日

第2条 (略)

第3条 第2条の規定による改正後の宮津市市税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 第2条の規定による改正後の宮津市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 (略)

(宮津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 宮津市市税の一部を改正する条例（平成29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第25条第2項の改正規定及び附則第2条の4の改正規定並びに次条第2項の規定 平成31年1月1日

(2) 第2条の規定 令和元年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 (略)

第3条～第6条 (略)

第1条～第5条 (略)

(宮津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 宮津市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「宮津市市税条例」に改め、同項第3項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「宮津市市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3) (略)

(4) 第2条中宮津市市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日

(5) 第1条中宮津市市税条例第24条第1項及び第3項並びに第51条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定

3 (略)

第3条～第6条 (略)

(宮津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 宮津市市税等の一部を改正する条例(平成30年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条～第5条 (略)

(宮津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 宮津市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「宮津市市税条例」に改め、同項第3項中「平成31年3月31日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「宮津市市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「令和元年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3) (略)

(4) 第2条中宮津市市税条例第94条第3項の改正規定 令和元年10月1日

(5) 第1条中宮津市市税条例第24条第1項及び第3項並びに第51条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定

平成 32 年 4 月 1 日

- (6) 第 3 条並びに附則第 8 条及び第 9 条の規定 平成 32 年 10 月 1 日
(7) 第 1 条中宮津市市税条例第 25 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項の改正規定並びに同条例第 35 条の 2 及び第 35 条の 5 の改正規定並びに同条例附則第 2 条の 4 の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 33 年 1 月 1 日
(8) 第 4 条並びに附則第 10 条及び第 11 条の規定 平成 33 年 10 月 1 日
(9) 第 5 条の規定 平成 34 年 10 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第 7 号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 33 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 32 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 (略)

第 3 条～第 6 条 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第 7 条 平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間における前条第 4 項の規定の適用については、同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」とあるのは、「第 98 条第 1 項」とする。

第 8 条 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 9 条 平成 32 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これ

令和 2 年 4 月 1 日

- (6) 第 3 条並びに附則第 8 条及び第 9 条の規定 令和 2 年 10 月 1 日
(7) 第 1 条中宮津市市税条例第 25 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項の改正規定並びに同条例第 35 条の 2 及び第 35 条の 5 の改正規定並びに同条例附則第 2 条の 4 の改正規定並びに次条第 2 項の規定 令和 3 年 1 月 1 日
(8) 第 4 条並びに附則第 10 条及び第 11 条の規定 令和 3 年 10 月 1 日
(9) 第 5 条の規定 令和 4 年 10 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第 7 号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 (略)

第 3 条～第 6 条 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第 7 条 平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間における前条第 4 項の規定の適用については、同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」とあるのは、「第 98 条第 1 項」とする。

第 8 条 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 9 条 令和 2 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これ

らの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 9 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 25 号。附則第 11 条第 2 項において「平成 30 年改正規則」という。)別記第 2 号様式による申告書を平成 32 年 11 月 2 日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 33 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 3 条の規定による改正後の宮津市市税条例(以下この項及び次項において「32 年新条例」といふ。)第 18 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 32 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

5 32 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由に

らの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 9 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 25 号。附則第 11 条第 2 項において「平成 30 年改正規則」という。)別記第 2 号様式による申告書を令和 2 年 11 月 2 日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和 3 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 3 条の規定による改正後の宮津市市税条例(以下この項及び次項において「2 年新条例」といふ。)第 18 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 2 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

5 2 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由に

より、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸販売業者等について準用する。この場合において、当該卸販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第10条 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月

より、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸販売業者等について準用する。この場合において、当該卸販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第10条 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月

1日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の宮津市市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第18条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第12条 (略)

1日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の宮津市市税条例(以下この項及び次項において「3年新条例」という。)第18条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

- 5 3年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第12条 (略)

議案参考資料
令和2年5月臨時会

報告第2号	宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例【専決】	区分	条例の改正
-------	----------------------------	----	-------

【報告の概要】

◆専決の趣旨・目的

地方税法等の一部を改正する法律等が、令和2年3月31日に公布されたことから、本条例の一部改正を専決処分により行ったもの。

◆専決内容の概要

①課税限度額の見直し

国保税構成要素	改定前	改定後
基礎課税額	61万円	63万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	19万円
介護納付金課税額	16万円	17万円

②低所得者に係る保険税軽減の拡充

<改正前> 軽減判定所得(軽減の対象となる所得の基準)	
7割軽減	基礎控除額(33万円)
5割軽減	基礎控除額(33万円) + 28万円 × (被保険者数※)
2割軽減	基礎控除額(33万円) + 51万円 × (被保険者数※)



<改正後> 軽減判定所得(軽減の対象となる所得の基準)	
7割軽減	基礎控除額(33万円)
5割軽減	基礎控除額(33万円) + 28.5万円 × (被保険者数※)
2割軽減	基礎控除額(33万円) + 52万円 × (被保険者数※)

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

◆施行日 令和2年4月1日

【政策等の背景・報告までの経過】

- ・令和元年12月20日 令和2年度税制改正の大綱 閣議決定
- ・令和2年2月 宮津市国民健康保険運営協議会へ諮問・答申
- ・令和2年3月31日公布 地方税法等の一部を改正する法律
(令和2年法律第5号)
地方税法施行令の一部を改正する政令
(令和2年政令第109号)

【市民参加の状況】

宮津市国民健康保険運営協議会へ諮問

【政策等の効果及び費用】

- <参考>
- 課税限度額の見直しに伴う影響
⇒ 33世帯 約60万円の税額増
 - 低所得者軽減の拡充に伴う影響
⇒ 19世帯 約40万円の税額減

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係	添付資料
税務・国保課 国保年金係 (45-1616)	①地方税法施行令の一部改正に伴う「宮津市国民健康保険税条例の一部改正」の概要 ②新旧対照表

地方税法施行令の一部改正に伴う「宮津市国民健康保険税条例の一部改正」の概要

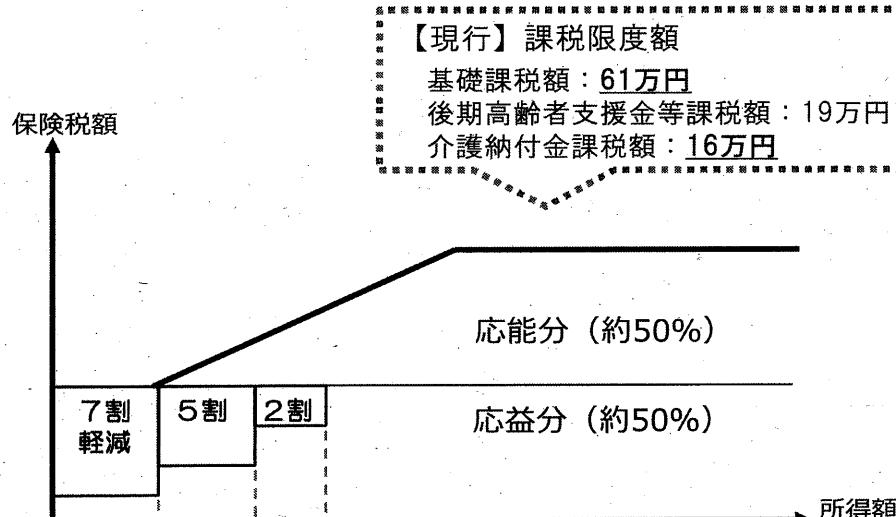
①国民健康保険税の課税限度額の見直し

②低所得者に係る保険税軽減の拡充

《現行》

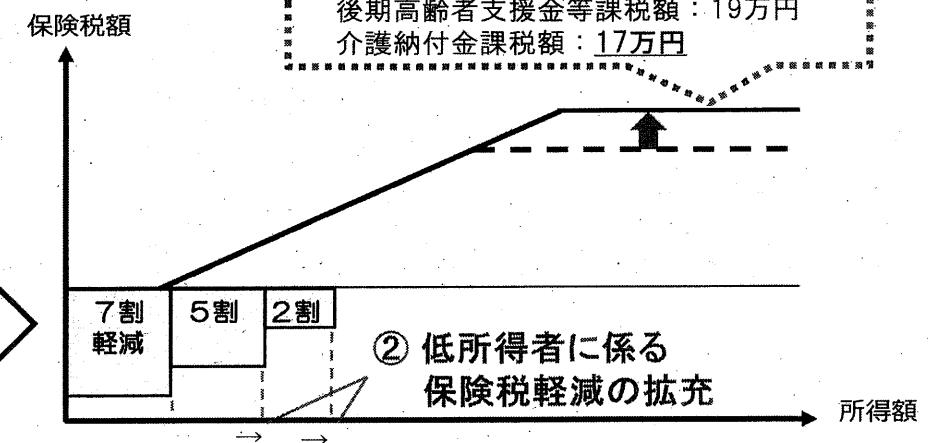
《改正後》

施行期日 令和2年4月1日



①課税限度額の見直し

【改正後】課税限度額
基礎課税額 : 63万円
後期高齢者支援金等課税額 : 19万円
介護納付金課税額 : 17万円



【現行】軽減判定所得

- 7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
- 5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 28万円 × (被保険者数*)
- 2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 51万円 × (被保険者数*)

【改正後】軽減判定所得

- 7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
- 5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 28.5万円 × (被保険者数*)
- 2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 52万円 × (被保険者数*)

*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 後
(課税額)	(課税額)
第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。	第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>610,000円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>610,000円</u> とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>630,000円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>630,000円</u> とする。
3 略	3 略
4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>160,000円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、 <u>160,000円</u> とする。	4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>170,000円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、 <u>170,000円</u> とする。
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第23条 次に掲げる納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>610,000円</u> を超える場合には、 <u>610,000円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>190,000円</u> を超える場合には、 <u>190,000円</u> ）並びに同	第23条 次に掲げる納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>630,000円</u> を超える場合には、 <u>630,000円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>190,000円</u> を超える場合には、 <u>190,000円</u> ）並びに同

条第4項本文の介護納付金課税額から才及び力に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。

(1) 略

ア～カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき510,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

条第4項本文の介護納付金課税額から才及び力に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) 略

ア～カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和2年5月臨時会

報告第3号	宮津市介護保険条例の一部を改正する条例【専決】	区分	条例の改正
-------	-------------------------	----	-------

【報告の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】													
<p>◆専決の趣旨・目的 介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月30日付けで公布（4月1日施行）されたことに伴い、本条例の一部改正を専決処分により行ったもの。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月以降 第1段階の介護保険料を軽減 平成31年4月 第1段階～第3段階の介護保険料を軽減 令和2年3月30日 介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布 													
<p>◆専決内容の概要 低所得者に係る保険料軽減の拡充</p>															
<table border="0"> <tr> <td>(H30)</td> <td>(R1)</td> <td>(R2)</td> </tr> <tr> <td>第1段階 33,510円</td> <td>→ 27,230円(△ 6,280円)</td> <td>→ 20,940円(△12,570円)</td> </tr> <tr> <td>第2段階 58,640円</td> <td>→ 48,170円(△10,470円)</td> <td>→ 37,700円(△20,940円)</td> </tr> <tr> <td>第3段階 62,820円</td> <td>→ 60,730円(△ 2,090円)</td> <td>→ 58,640円(△ 4,180円)</td> </tr> </table>		(H30)	(R1)	(R2)	第1段階 33,510円	→ 27,230円(△ 6,280円)	→ 20,940円(△12,570円)	第2段階 58,640円	→ 48,170円(△10,470円)	→ 37,700円(△20,940円)	第3段階 62,820円	→ 60,730円(△ 2,090円)	→ 58,640円(△ 4,180円)		
(H30)	(R1)	(R2)													
第1段階 33,510円	→ 27,230円(△ 6,280円)	→ 20,940円(△12,570円)													
第2段階 58,640円	→ 48,170円(△10,470円)	→ 37,700円(△20,940円)													
第3段階 62,820円	→ 60,730円(△ 2,090円)	→ 58,640円(△ 4,180円)													
<p>※ 消費税率が令和元年10月に改正されたため、令和元年度の軽減は令和2年度の軽減の半分となっており、令和2年度に軽減を完全実施するもの。 ※ 第1段階は平成27年4月以降、すでに軽減が行われているため、平成30年度の保険料は37,700円から33,510円に軽減されている。(△4,190円)</p>															
<p>○第1段階：生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給の方又は前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 第2段階：世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方 第3段階：世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が120万円超の方</p>															
<p>◆施行日 令和2年4月1日</p>															
【みやづビジョンとの整合】															
基本施策	健康増進と福祉の推進	重点戦略	—												
		担当課・係	添付資料												
		健康・介護課 介護認定係 (45-1676)	<ul style="list-style-type: none"> R2公費による低所得者の保険料軽減等 新旧対照表 												

R2年度公費による低所得者の保険料軽減に伴う保険料軽減額、国・府・市の負担額

[参考资料]

第7期介護保険料：平成30年度～令和2年度

段階区分	対象者	乗率	年間保険料額
第1段階	生活保護受給の方、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給の方、世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.45	37,700
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	0.70	58,640
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円超の方	0.75	62,820
第4段階	本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.85	71,200
第5段階	本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超の方	1.00	83,760
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	1.20	100,520
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.35	113,080
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.70	142,400
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	1.75	146,580
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.90	159,150
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上650万円未満の方	2.05	171,710
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が650万円以上800万円未満の方	2.20	184,280
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上の方	2.25	188,460

軽減割合	公費軽減後	年間保険料	公費軽減後	軽減額	被保険者数	軽減額	R1軽減額見込
0.200	0.250	37,700円	20,940円	16,760円	1,172人	19,642,720円	12,930,450円
0.250	0.450	58,640円	37,700円	20,940円	963人	20,165,220円	9,925,560円
0.050	0.700	62,820円	58,640円	4,180円	711人	2,971,980円	1,465,090円
軽減総額 ①				42,779,920円 ⇒ 42,780千円		24,321,100円	
国負担額 (軽減額の 1/2)				21,390,000円		12,160,550円	
府負担額 (軽減額の 1/4)				10,695,000円		6,080,275円	
市負担額 (軽減額の 1/4)				10,695,000円		6,080,275円	

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 後
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 37,700円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 58,640円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 62,820円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 71,200円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 83,760円 (6) 次のいずれかに該当する者 100,520円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) ~ (13) 略</p>

を除く。) 又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するものを除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 113,080円

ア 合計所得金額が125万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。) 又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するものを除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 142,400円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。) 又は次号イ若しくは第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 146,580円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。) 又は次号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 159,150円

ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満である者であり、かつ、前

各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。) 又は次号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 171,710円

ア 合計所得金額が500万円以上650万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。) 又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 184,280円

ア 合計所得金額が650万円以上800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。) に該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 188,460円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,230円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、48,170円とする。

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,940円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、37,700円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、60,730円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、58,640円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第3条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案参考資料 令和2年5月臨時会	報告第4号 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例【専決】	区分	条例の改正																		
【報告の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】																			
<p>◆専決の趣旨・目的 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「基準政令」という。）の一部を改正する政令が、令和2年3月27日に公布、同4月1日に施行予定であったことから、本条例の一部改正を専決処分により行ったもの。</p> <p>◆改正内容の概要 非常勤消防団員等に係る損害補償について、次の基準政令の改正内容に従い、本条例を改正するもの。</p> <p>(1) 一般職の職員の給与に関する法律の公安職俸級表が改定されることに伴い、消防団員等の損害補償に係る補償基礎額を引き上げる。</p> <p>(2) 民法の法定利率が改定されることに伴い、傷害補償年金前払一時金等が支給された場合における傷害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について、「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月27日 改正基準政令の公布 令和2年4月1日 改正基準政令の施行 																			
○補償基礎額 () 内は改定前		【市民参加の状況】																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td><td>12,440 (12,400)</td><td>13,320 (13,300)</td><td>14,200 (14,200)</td></tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td><td>10,670 (10,600)</td><td>11,550 (11,500)</td><td>12,440 (12,400)</td></tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td><td>8,900 (8,800)</td><td>9,790 (9,700)</td><td>10,670 (10,600)</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額については、8,900円 (8,800円)</p>		階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,440 (12,400)	13,320 (13,300)	14,200 (14,200)	分団長及び副分団長	10,670 (10,600)	11,550 (11,500)	12,440 (12,400)	部長、班長及び団員	8,900 (8,800)	9,790 (9,700)	10,670 (10,600)	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月1日現在360名の市民が消防団員として活動
階級	勤務年数																				
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																		
団長及び副団長	12,440 (12,400)	13,320 (13,300)	14,200 (14,200)																		
分団長及び副分団長	10,670 (10,600)	11,550 (11,500)	12,440 (12,400)																		
部長、班長及び団員	8,900 (8,800)	9,790 (9,700)	10,670 (10,600)																		
◆施行日 令和2年4月1日		【政策等の効果及び費用】																			
【みやづビジョンとの整合】		【他の自治体の類似する政策との比較】																			
基本施策	—	重点戦略	—																		
※みやづビジョン以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料																		
		消防防災課 消防防災係 (45-1605)	・新旧対照表																		

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

新旧対照表	
現行	改正後
第1条～第4条 (略) (補償基礎額)	第1条～第4条 (略) (補償基礎額)
第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。	第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。
2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断により疾病的発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>8,800円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等	2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断により疾病的発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>8,900円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等

(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けているものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 (略)

第6条～ 第28条 (略)

附 則

第1条～第3条の3 (略)

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4

1～4 (略)

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月以前の各月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。)に支給されるべき障害補償年金の額

(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けているものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 (略)

第6条～ 第28条 (略)

附 則

第1条～第3条の3 (略)

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4

1～4 (略)

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月以前の各月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。)に支給されるべき障害補償年金の額

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第4条

1～6 (略)

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。)が、第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第4条

1～6 (略)

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。)が、第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時

に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月)の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月(特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に第1項の申出を行った場合にあっては、当該特例遺族補償年金受給権者について次条第4項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金の支給期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。)から1年を経過する月以前の各月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。)に支給されるべき遺族補償年金の額

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算

に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月)の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月(特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に第1項の申出を行った場合にあっては、当該特例遺族補償年金受給権者について次条第4項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金の支給期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。)から1年を経過する月以前の各月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。)に支給されるべき遺族補償年金の額

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算

して1年を超える場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

第4条の2～第6条 (略)

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,400</u>	円 <u>13,300</u>	円 14,200
分団長及び副分団長	円 <u>10,600</u>	円 <u>11,500</u>	円 <u>12,400</u>
部長、班長及び団員	円 <u>8,800</u>	円 9,700	円 <u>10,600</u>

備考

- 1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 (略)

して1年を超える場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

第4条の2～第6条 (略)

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,440</u>	円 <u>13,320</u>	円 14,200
分団長及び副分団長	円 <u>10,670</u>	円 <u>11,550</u>	円 <u>12,440</u>
部長、班長及び団員	円 <u>8,900</u>	円 9,790	円 <u>10,670</u>

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和2年5月臨時会

報告第6号	宮津市市税条例の一部を改正する条例【専決】	区分	条例の改正
-------	-----------------------	----	-------

【報告の概要】

◆専決の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に伴う地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）が令和2年4月30日付けで公布されたことに伴い、所要の改正を行ったもの。

◆専決内容の概要

1 徴収猶予の特例

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予制度の特例の措置

2 個人住民税

- イベント中止等に伴う払戻請求権放棄者への寄附金控除の適用
- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

3 固定資産税等

- 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置
- 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

4 軽自動車税

環境性能割の臨時の軽減の延長

◆施行日 1、3、4…公布の日（令和2年5月1日）
2…令和3年1月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・令和2年4月30日公布 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）
- ・令和2年4月30日公布 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）
- ・令和2年4月30日公布 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）
- ・令和2年4月30日公布 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【みやづビジョンとの整合】

基本施策	重点戦略

担当課・係	添付資料
税務・国保課 税務係 (45-1612)	・新旧対照表 ・宮津市市税条例の一部改正の概要

地方税法等の一部改正に伴う「宮津市市税条例の一部改正」の概要

1 徴収猶予の特例

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予制度の特例の措置【附則第23条】
 収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例の創設。
 （令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税に適用）

2 個人住民税

- イベント中止等に伴う払戻請求権放棄者への寄附金控除の適用【附則第24条】
 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律に規定する文化芸術・スポーツイベントが中止された場合において、入場料等の払戻しを請求しない場合、その放棄した金額を寄附金として控除する規定を創設
- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化【附則第25条】
 住宅建設の遅延等により入居が遅れた場合でも、期限内に入居した場合と同様の住宅ローン控除が受けられるよう適用要件を弾力化【減収分は全額国費で補填】

3 固定資産税等

- 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置【附則第6条の2】

厳しい経済環境の中にある（※）中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。【減収分は全額国費で補填】

※令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	ゼロ

- 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長【附則第6条の3】
 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加え、適用期限を2年延長【減収分は全額国費で補填】

4 軽自動車税

- 環境性能割の臨時の軽減の延長【附則第11条の2】
 環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を、令和3年3月31日まで6か月延長【減収分は全額国費で補填】

【施行日】

- 1、3、4…公布の日（令和2年5月1日）
- 2…令和3年1月1日

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る 税制上の措置

【国税関係】

- 納税の猶予制度の特例
- 欠損金の繰戻しによる還付の特例
- テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用
- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
- 特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税

【地方税】

- 納税の猶予制度の特例
- 中小事業者等が所有する償却資産及び事業者家屋に係る固定資産税等の軽減措置
- 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長
- 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時の軽減の延長
- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用
- 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

宮津市市税条例の一部を改正する条例

新旧対照表（第1条部分）

現 行	改正後
附 則 (読替規定) 第6条の2 法附則第15条から第15条の3の2まで_____の規定 の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の 3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から 第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで_____」 とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	附 則 (読替規定) 第6条の2 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条又は第62条</u> の規定 の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の 3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から 第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条若しくは 第62条</u> 」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第6条の3 (略) 2~22 (略)	第6条の3 (略) 2~22 (略)
(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第11条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含 む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条にお いて同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1 日から <u>令和2年9月30日</u> までの間（附則第11条の6第3項において「定期期 間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、 軽自動車税の環境性能割を課さない。	2~23 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。 (軽自動車税の環境性能割の非課税) 第11条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含 む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条にお いて同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1 日から <u>令和3年3月31日</u> までの間（附則第11条の6第3項において「定期期 間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、 軽自動車税の環境性能割を課さない。 (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)
	第23条 第8条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15 条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

宮津市市税条例の一部を改正する条例

新旧対照表（第2条～附則部分）	
現 行	改正後
附 則 (読替規定) 第6条の2 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条又は第62条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条若しくは第62条</u> 」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	附 則 (読替規定) 第6条の2 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第63条又は第64条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第63条若しくは第64条</u> 」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第6条の3 (略) 2~22 (略) 23 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。	第6条の3 (略) 2~22 (略) 23 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u> 第24条 所得割の納稅義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間にした場合には、当該納稅義務者がその放棄した日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第35条の6の規定を適用する。 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u>

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議案参考資料
令和2年5月臨時会

報告第7号

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例【専決】

区分

条例の改正

【報告の概要】

◆専決の趣旨・目的

国の新型コロナウイルス感染症に関する対応策第2弾を踏まえ、本条例の一部改正を専決処分により行ったもの。

◆専決内容の概要

一定の要件を満たす国保被保険者に対し、傷病手当金を支給する。

対象者

新型コロナウイルスに感染等した国民健康保険の被保険者である被用者(給与の支払を受けている者に限る。)

適用期間

感染等により労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
(令和2年1月1日～規則で定める日について適用)

支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額

$$\times \quad 2 / 3 \quad \times \quad \text{日数}$$

◆施行日 公布の日(令和2年5月1日)

【政策等の背景・報告までの経過】

- 令和2年3月10日 厚生労働省保険者事務連絡
- ・国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾において、国保の被保険者への傷病手当金について特例的に財政支援。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

- 支給額全額について、特例的に国費支援。

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

税務・国保課 国保年金係
(45-1616)

添付資料

・新旧対照表

基本施策

重点戦略

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新旧対照表

現 行	改正後
附 則	<p>附 則</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p>3 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>4 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、</p>

50 錢未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 錢以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。) とする。
ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第4項の規定により算定される額より少ないとときは、その差額を支給する。

7 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないとときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

8 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議案参考資料
令和2年5月臨時会

報告第8号

宮津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
【専決】

区分

条例の改正

【報告の概要】

◆専決の趣旨・目的

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾を踏まえ、京都府後期高齢者医療広域連合における後期高齢者医療に関する条例が一部改正されたことから、本条例の一部改正を専決処分により行ったもの。

◆専決内容の概要

京都府後期高齢者医療広域連合が行う傷病手当金の支給事務のうち、宮津市民分の申請書の提出受付事務を本市が行うこととするもの。

◆施行日 公布の日（令和2年5月1日）

(参考)

後期高齢者医療広域連合が行う傷病手当金の概要
国民健康保険における傷病手当金と同様の制度

【政策等の背景・報告までの経過】

- ・令和2年3月10日 厚生労働省保険者事務連絡
 - ・国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾において、後期高齢医療の被保険者への傷病手当金について特例的に財政支援。
- ・令和2年5月1日 京都府後期高齢者医療広域連合：後期高齢者医療に関する条例の一部改正
公布・施行

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

基本施策

重点戦略

税務・国保課 国保年金係
(45-1616)

・新旧対照表

宮津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

現 行	改正後
(本市において行う事務) 第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律 施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律 施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条 に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) (略)	(本市において行う事務) 第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律 施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律 施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条 に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) (略) <u>(8) 広域連合条例附則第8項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出 の受付</u> <u>(9) (略)</u> <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>
(8) (略)	

議案参考資料

令和2年5月臨時会

報告第9号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例【専決】

区分

条例の改正

【報告の概要】

◆専決の趣旨・目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）の決定を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免規定を追加するため、本条例の一部改正を専決処分により行ったもの。

◆専決内容の概要

減免の対象となる被保険者

次の①又は②のいずれかに該当するに至った第一号被保険者

① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する第一号被保険者

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

減免の対象となる保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている第一号被保険者の保険料

◆施行日 公布の日（令和2年5月1日）

【みやづビジョンとの整合】

基本施策

健康増進と福祉の推進

重点戦略

—

【政策等の背景・提案までの経過】

・令和2年4月9日 厚生労働省事務連絡

・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

健康・介護課 介護認定係
(45-1676)

・新旧対照表

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>附 則</p> <p>第1条～第12条（略）</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第12条（略）</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</u></p> <p><u>第13条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限</u> <u>（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下</u> <u>この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の</u> <u>資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出</u> <u>が行われなかつたため令和2年2月1日以降に納期限が定められてい</u> <u>る保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日か</u> <u>ら14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められ</u> <u>るべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当</u> <u>する者は、第8条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすもの</u> <u>として、同項の規定を適用する。</u></p> <p><u>（1）新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）</u></p> <p><u>附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号</u> <u>において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号</u> <u>被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は</u></p>

重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第8条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第13条の規定は、令和2年2月1日から適用する。